

(趣旨)

**第1条** この規則は、鳥羽市民の生活安全活動の推進に関する条例(平成18年条例第4号)第5条に規定する鳥羽市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

**第2条** 協議会の事業は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪及び事故に対する安全意識の高揚及び啓発に関すること。
- (2) 自主安全活動の推進に関すること。
- (3) 関係機関及び団体との連携及び情報交換に関すること。
- (4) その他協議会の目的達成のために必要な事業

(組織)

**第3条** 協議会は、委員30人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種関係団体の代表者
- (2) 地域安全活動の推進に関し識見があると認められる者
- (3) 警察関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

**第5条** 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その者から意見又は説明を聴くことができる。

3 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、総務課において行う。

(雑則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(鳥羽市防犯委員会規則の廃止)

2 鳥羽市防犯委員会規則(昭和44年規則第7号)は、廃止する。

#### 附 則 (平成19年3月30日規則第12号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。